

平成15年度厚生労働科学研究 (子ども家庭総合研究事業)

報告書 (第11/11)

20030296 主任研究者 豊田長康
(妊娠糖尿病のスクリーニングに関する多施設共同研究)

20030309 主任研究者 中村敬
(地域における子育て支援ネットワークの構築に関する研究)

20030329 主任研究者 菅原ますみ
(非行・ひきこもり等の児童問題対策に関する研究)

0030312 主任研究者 庄司洋子
(ひとり親家族の自立支援施策のあり方に関する実証的研究)

厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

ひとり親家族の自立支援施策のあり方に
関する実証的研究

平成15年度研究報告書

平成16年3月

主任研究者 庄 司 洋 子

目 次

I 研究の概要

1. 研究目的	365
2. 本年度までの研究経過	365
3. 本年度の研究概要	366
4. グループ・インタビュー調査実施方法	366

II グループ・インタビュー

I. 離別のプロセス	368
II. 生活基盤の変遷	375
III. 家族関係	392
IV. 社会的諸関係	414
V. 当事者にとっての「ひとり親家族形成」	434
VI. 死別について	453
VII. グループ・インタビューからの知見	479

III ひとり親家族当事者団体ヒアリング

1. 財団法人 東京都母子寡婦福祉協議会	484
2. 特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ	487
3. 特定非営利活動法人 W i n k	490
4. 特定非営利活動法人 あごら	493

ひとり親家族の自立支援施策のあり方に関する実証的研究

(H13-子ども-037)

主任研究者	： 庄司洋子（立教大学教授）
分担研究者	： 下夷美幸（法政大学助教授） 藤原千沙（岩手大学助教授） 湯澤直美（立教大学助教授）
研究協力者	： 石田浩（東京大学教授）

I 部 研究の概要

1. 研究目的

本研究は、ひとり親家族の自立支援施策の実態を実証的に明らかにし、政策効果の検証と21世紀のひとり親家族施策のあり方を探るための総合的な実証研究である。離婚率の上昇、家族機能や家族意識の変容といった家族をめぐる現代的な変化、厚生行政と労働行政の一元化といった政策主体の変化、社会福祉基礎構造改革、地方分権、男女共同参画など、現代的な政策潮流を踏まえたうえで、わが国のひとり親家族問題を多面的にアプローチする調査研究である。そのことにより、現行のひとり親家族施策の実態と政策効果を検証し、施策再編成の方向性を探り、厚生労働行政における緊急課題のひとつである「ひとり親家族に対する総合的な支援制度」の政策提言を試みることに本研究の目的である。

2. 本年度までの研究経過

平成12年度に実施した予備的研究をふまえて、その後3年間にわたり、自治体・当事者組織・当事者の三者に対する実証的なアプローチとして量的調査・質的調査を行い、それぞれの観点を総合させた実態把握と政策分析を行うことを主眼として、多角的・包括的な実証研究を行った。

○平成12年度（予備的研究）

自治体のひとり親施策の主管課に対する質問紙調査（郵送調査）の実施

○平成13年度

自治体のひとり親施策の主管課に対するヒアリング調査の実施

全国の母子寡婦福祉団体（当事者団体）に対する質問紙調査（郵送調査）の実施

○平成14年度

ひとり親当事者への質問紙調査（郵送調査）の実施

○平成15年度

ひとり親当事者へのグループ・インタビュー調査の実施

母子寡婦福祉団体等、当事者団体に対するヒアリング調査の実施

平成13～15年度の総合的研究の総括

3. 本年度の研究概要

平成 15 年度（第三年次：本年度）は、ひとり親家族の多様な生活実態とひとり親家族施策の課題をより明らかにするために、ひとり親家族に対するグループ・インタビュー調査を実施した。具体的には、母子（死別）グループ、母子（離別）グループ、父子（死別）グループ、父子（離別）グループ等、共通属性をもった複数当事者のグループを組織し、複数研究者（主任研究者・分担研究者）が参画し、質疑応答をするという形式で進めた。共通の属性をもった複数当事者へのグループ・インタビューは、当事者の個別性の把握には限界があるものの、共通した生活問題や政策的課題を抽出するのに有効な手段である。福祉領域における質的調査の開発は十分でないことをふまえて、プライバシーに配慮しながら当事者同士のエンパワメントの機会になるよう企画した。

また最終年度として、平成 12 年度の子備的研究および平成 13～15 年度の総合的研究の成果をあらためて検証し総括した。具体的には、平成 14 年度に行った質問紙調査（郵送調査）の結果について、今年度のグループ・インタビュー調査に必要な視角からクロス集計を行いさらに詳しく検証したほか、平成 13 年度に行った母子寡婦団体調査（郵送調査）以降の当事者団体の動向を把握するために、4 つの当事者団体（財団法人東京都母子寡婦福祉協議会、特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ、特定非営利活動法人 Wink、特定非営利活動法人あごら）の関係者に対してヒアリング調査を行った。

なお、本報告書では、紙数の関係上、ひとり親に対するグループ・インタビュー調査の結果及び当事者団体ヒアリング調査を中心に報告する。

4. グループ・インタビュー調査 実施方法

ひとり親家族への郵送調査の首都圏在住の回答者で、インタビューへの協力の意思を示してくれた方々に対して、我々の研究目的とグループ・インタビューの概要を記した手紙を郵送する方法で連絡をとり、合計 25 名（母子 16 人、父子 9 人）の出席者を得た。

「母子／父子」「生別／死別」を第 1 基準、「子どもの年齢層」「祖父母との同居関係」を第 2 基準としたグループ分けを行い、また出席者の日時の都合を調整し、合計 9 グループで実施した。平成 15 年 10 月～11 月にかけて実施し、9 グループすべて、立教大学池袋キャンパスの会議室で行った。1 グループの平均時間は約 2 時間であり、出席者の日時の都合から、平日/土日祝日、午前/午後/夜間ともに実施した。

実際のインタビューにあたっては、これまでの研究成果、とりわけ昨年度の質問紙調査の結果を踏まえた仮説を設定し、インタビューの柱として、①離別の態様と離別過程への対処方策、②生活基盤の変遷（就労プロセス・公私の資源の調達状況）、③家族関係（子ども・元パートナー・祖父母等）、④社会的諸関係、⑤当事者によるひとり親家族施策の評価、について項目を立てた。ただし、グループの雰囲気や出席者による自由な発言を尊重したため、グループごとによって話題の比重は異なった。

グループ・インタビューの開始前に、匿名でもよいこと等、出席してくださった方の権利に関する事項を文書とともに説明し、あらためてインタビューへの同意を受けるなど、最大限の倫理的な配慮を行った。インタビューの録音についても、全員の許可を受けたうえで行った。また、グループ・インタビューに参加するにあたって、子どもの保育への配慮が必要であった方については、託児者を用意して、ひとり親当事者ご本人だけに参加してもらった。

Ⅱ部 グループ・インタビュー

グループ・インタビュー出席者の基本属性とグループ構成は以下の通りである。

<インタビュー出席者の基本属性>

	本報告書での 呼称	年齢	ひとり親に なった からの 期間	ひとり親 になった 理由	同居している子ども	現在の仕 事	雇用形態	子ども以外に同 居している人	現在の住 居形態
母子グ ループ	① Aさん Bさん Cさん	40代半ば	約2年	離婚	16歳 ※別居子あり	専門・技術	正規	母(60代)	民間住宅
		40代前半	約11年	離婚	14歳	サービス	パート	母(70代)	親族の持家
		30代後半	約1年	離婚	10歳 7歳	専門・技術	正規		自分の持家
	② Dさん Eさん Fさん	30代後半	約3年	離婚	12歳 ※別居子あり	事務	派遣		民間住宅
		30代前半	約4年	非婚	4歳	管理	正規		自分の持家
		30代前半	約4年	離婚	5歳	事務	パート	母(50代)、父(60代)	親族の持家
	③ Gさん Hさん Iさん	40代半ば	約3年	離婚	15歳 13歳	休職中			公営住宅
		30代後半	約9年	離婚	14歳 12歳	事務 嘱託・臨時			公営住宅
		40代半ば	約6年	離婚	17歳 12歳	サービス	派遣		社宅・寮
	④ Jさん Kさん Lさん	40代前半	約1年	離婚	15歳 12歳	製造・労務	パート		民間住宅
		40代後半	約12年	離婚	14歳	営業・販売	正規		公営住宅
		30代半ば	約1年	離婚	4歳	専門・技術	役員	母(60代)	親族の持家
⑤ Mさん Nさん Oさん	40代半ば	約13年	離婚	19歳 16歳	事務	正規	母(70代)、父(70代)	親族の持家	
	40代前半	約6年	離婚	13歳 7歳	専門・技術	自営		公営住宅	
	50代半ば	約17年	離婚	23歳 17歳	製造・労務	正規		自分の持家	
⑥ Pさん	50代半ば	約17年	死別	18歳 ※別居子あり	サービス	派遣		民間住宅	
父子グ ループ	① Qさん Rさん	40代後半	約9年	離婚	19歳 17歳 15歳 12歳 11歳	管理	役員		自分の持家
		40代半ば	約11年	離婚	17歳 13歳 11歳	製造・労務	派遣		民間住宅
	② Sさん Tさん Uさん Vさん Wさん	30代前半	約8年	離婚	10歳	運輸・通信	派遣	母(60代)、父(50代)	親族の持家
		40代前半	約9年	離婚	15歳 13歳	事務	正規		自分の持家
		40代半ば	約13年	離婚	13歳	専門・技術	パート	母(60代)、父(70代)	民間住宅
	③ Xさん Yさん	50代半ば	約2年	離婚	13歳 ※別居子あり	営業・販売	正規		民間住宅
		50代前半	約7年	非婚	13歳	運輸・通信	正規		民間住宅
	50代前半	約8年	死別	18歳 ※別居子あり	運輸・通信	パート		自分の持家	
	40代半ば	約3年	死別	16歳 14歳	その他	正規		親族の持家	

I 離別のプロセス

1. 離別の態様

インタビュー出席者 25 人（母子 16 人、父子 9 人）のうち、「離婚」を経験した人は 20 人（母子 14 人、父子 6 人）、「死別」を経験した人は 3 人（母子 1 人、父子 2 人）、「非婚」で親となった人は 2 人（母子 1 人、父子 1 人）であった。ひとり親になるまでのプロセスはそれぞれさまざまであるが、もっとも数が多い「離婚」を経験したケースでも「迷い、決心、思い直し、迷い」といった長期にわたる悩みや葛藤を経て「離婚」の決断に至ったことが複数の人のあいだで語られた。婚姻期間が長くても短くても同様であり、また結婚前に仕事をしてきたか否かを問わず、どの当事者にとっても離婚は大きな決断であったことが確認できる。

たとえば A さんの場合は、夫による暴力や行動の拘束は結婚当初からみられたものの、「子どもができれば夫も変わるのではないか」「年をとれば夫も変わるのではないか」と期待することで離婚を思い直し、その期待は裏切られ続けても、またわずかな期待や望みをかけて、20 年以上、婚姻生活を継続してきた。B さんの場合も、第 1 子の妊娠中から離婚を考える状態にあったものの、「子どもができれば変わるのではないか」という期待をかけて、子が 3 歳になるまで婚姻関係を継続している。C さんの場合も、働かず家事もしない夫に対して、子どもが生まれるまで親としての責任を自覚して夫も変わるのではないかと望みをかけ、夫婦関係を継続する努力を重ねてきた。「両親そろって」という家族が理想だったという I さんは、夫が自宅に帰ってこなくなっても「自分が我慢すればよい」と考え、離婚を決断する前に 7 年間の別居生活を経ている。しかしそのことが逆に子どもにとってよい影響を与えていないと気づいたことで離婚を決断するに至っている。

そのような長期にわたる「迷い、決心、思い直し、迷い」といったプロセスを経たうえでなお離婚を決断したのは「機が熟した」からであり、A さんは「やるべき努力はすべてやった」と自分が納得できたからだと答えている。「もっと相談できるところがあれば苦しみの期間は短くてすんだ」との発言からは、婚姻期間中の悩みの深刻さと離婚に関する相談体制の必要性を感じさせられた。

■ 「子どもができれば」「年をとれば」夫も変わるのでは、と 20 年以上期待し続けた

【母子グループ①】

A: 上の子が 4 歳のときに 1 回ね、出てるんです、一度、私。そのときは半年。でもやっぱり自分も若かったし、やっぱり子どもがいるしっていうことで、説得されて戻っちゃったんですね。それから、みんなにもいろいろ騒がせて迷惑をかけたとか、だから絶対もう最後まで頑張ろうと。（夫が）どういう人かは知ってるんだけど、頑張ろうと。それで相手も 50 とか、ちょっと年をとったら変わるんじゃないかと。

司会者： またそういうふうに思いますよね。

A: みんなもそう言うのよね。「いま大変だけでも、ちょっと過ぎると勢いなくなるから」とか。

司会者： 勢いなくなる？

A: 「落ち着くよ」とかね。少し先の期待を持ちながら、どうにかっていう。息子（第 2 子）ができたときは、ある意味で、「夫婦関係もある程度これで修復できるんじゃないか」ってそういう思いもあって、きたわけなんです。

司会者： そうですか。それで「でも頑張ってみよう」というふうに思われたんですね。

A: でも逆に 50 になったころからですよ、もっとひどくなった。

司会者： そうですか。何ででしょう？

A: 男の更年期みたいなの……、やっぱり自分の体力とかいろいろな面でちょっと落ちてきたときのあ

れなんじゃないかなと思うんです。でも「自分が相手にできることは、もう全部やっちゃったな」っていう感覚が、ポンときちゃったのね。「もうこれで終わりだ」と。

司会者： なるほど。やるだけのことは、もうやってきたと。

A： そう。私はある意味で、一生、終わってるんです。

司会者： でもやるだけやったって思えるって、すごいですね。

A： だからこっちに来てからの人生は、もう私のもの。私は自分のためにこれからは生きるっていう。

■妊娠中から離婚を考える状態にあったが、子が3歳になるまで婚姻関係を継続

【母子グループ①】

司会者： そういう話し合いのときというのは、じっくり話し合えるような状況でしたか。

B： もう仕事にかこつけてっていうか、あんまり話し合いっていう機会はなかったんです。もう妊娠した時点でおかしくなってきたって感じです。それで何回か流産もしかかっちゃうんです。だけど大丈夫だった。だから今いる子どもは生命力があるというか。

司会者： 妊娠期も心理的にはつらかったんですね。

B： そうですね。それで3回ぐらいおろしに行こうと思って。でも産婦人科の女医さんから、「生命だから、おろしちゃいけない」って説得されて。それも3回。1カ月おきに行っていたんです。

司会者： つらかったですね。それはまだ結婚されてすぐですよ。

B： 結婚して1年半か2年ぐらいで。

司会者： そのときはそう言われてどんな気持ちでしたか、お医者さんにそういうふうに諭されて。

B： でも「ダメだ」っていう。「じゃあ少し様子を見ようかな」っていう感じで、6カ月ぐらいたっちゃったんですよ。

司会者： でも本当に相手の方と他人になりたいっていう思いは、そのころから持っていたわけですよ。

B： ええ。

司会者： でもそれでお子さんが3歳ぐらいになるまで、よく我慢されましたね。別れなかったんですよ、それでも。

B： それでもやっぱり子どもも生まれれば「子はかすがい」で変わるっていう。

司会者： 変わるんじゃないかなって期待されて？

B： 言われたんです、その先生に。

司会者： でもやっぱりお父さんは産んでも変わらなかったわけですか、3年後でも。

B： そうですね。やっぱり、こう、暴力というか、口げんかから手が出ちゃったり、やっぱりカーツとなる性格っていうのは変わらなかったですね、子どもが生まれても。

司会者： でも3歳のときに決断ができたのはどうしてですか。

B： それはやっぱり私の父親が「決断をするのであれば早くしろ」っていうことで、ズルズルしていたらお互いによくないし。やっぱり私がイライラしていれば子どもにも移るっていいですよ。だから「ダメだと思ったらもう早く帰ってこい」と。

司会者： ご両親のアドバイスですね。

B： ええ、最終的にはそうです。

司会者： お子さんに何か変化はありましたか。

B： 子どもの父親といたころは、ケンカとかして、やっぱりそういうので（子どもが）ビックリしちゃうとか、家の中がいつも穏やかな雰囲気じゃないじゃないですか。だから子どももよく泣いていたんですけど。

司会者： それが子どもにもわかるんですね。

B： だから言葉はしゃべれなくても、そういう雰囲気でわかるんだと思う。

司会者： それが、おじいちゃん、おばあちゃんのところで暮らすようになってお母さんも安心なさ

って、穏やかな雰囲気子どもも明るくなったという感じですか？

B: 穏やかにのんびりっていうか。そんなに父親みたいなイライラしたような性格は引きずっていないというか。

司会者: 家を出られてどのぐらいの時期から「お子さんが変わったな」というふうに思われましたか。

B: もう2~3カ月で、なんか、変わったなって。私が変わると、やっぱり。

司会者: お母さんが緊張しているか安心しているかによって、お子さんも。

B: ずいぶん違いますよね。

■働かず家事もしない夫だが、子が生まれる親としての責任を自覚して変わると期待

【母子グループ①】

C: 何でもっと早く（離婚）しなかったのかなと思いましたけど、でも私もやっぱり皆さんと同じで、子どもが生まれる前は何かぎくしゃくしたこともあるんです。長男が生まれる前の3年ぐらい働いてなかったんです、向こうが。働いていなくて私が働いていたんですよ。

司会者: 支えていたんですね。

C: ええ、養っていたんです。でも仕事を見つけようっていう態度も見えないし、朝から晩までゲームをして、寝て、ビール飲んでっていう生活だったんです。それで黙ってたんですけど、いつかはきっと自分の好きな仕事を見つけてきてくれるんだろうなって思って、黙っていて3年たって、子どもができたら変わってくれるかなっていう気持ちがあって、やっぱりそれにかけてみた。それで2番目の子どもが生まれるときは、もうだいぶ関係も悪くはなってたんですけど、ただ一人っ子にだけはしたくなかったんで、かわいそうだなと思ったんで、兄弟がいれば助け合って生きていけるかなと思ったので、とりあえず2人は生んだんですけど、でもやっぱり変わってほくれなくて、っていうのがある。

■離婚を決断するまでに7年間の別居生活

【母子グループ③】

司会者: 大体、何年ぐらいたたれましたか、母子家庭になられてから。

I: 7年ですか。籍を外すまでも7年ぐらいかかっているの。それまでは、要するに「通い」じゃないけども、子どもには、お父さんお仕事でいないよということによってありましたから。まあ、半分はもう別居という形が7年ぐらい。

司会者: じゃあ、お子さんとの暮らしは大分長くやられておられて。

I: そうですね。子どもと私だけの生活というのは長いので。ただ、特にお父さんがいないということに関しては、逆に、かえってお父さんが来てご飯に連れていってくれたりとかいう時間のほうが緊張していたみたいで、お父さんを見送った後は、ほうっと息をね。

司会者: あ、そうか。気を使って、いつもと違う……。

I: その回数がふえてきたので、これは籍をはずしたほうがいいかなと。私の中のけじめとしても、子どものけじめとしても籍を抜いたほうがいいだろうなど。私は逆に、(夫が)戻ってくるのであれば残しておいてあげようと思ってましたので。要するに、別居でもとりあえず帰ってくるのであれば、この場は確保しておいてあげようと思ってたんですけども、その子どもの姿を見たときに、これは私が決断しなきゃいけないと決心をさせていただきました。

司会者: そういうふうに決意されるまで6~7年は必要だったということですか。

I: そうですね。自分の中で、生活していけるかということと、子どもを育てていけるかということと、周りの目もありますからね。離婚ということはすごい重いことだと私は思っていたのでね。できれば、私が我慢できるのであれば我慢して、子どももやっぱり、結婚するときに両親そろってというのは自分の中で理想はありましたので。

司会者: ああ、考えていらしたんですね。

I: そういう親でいてあげたいなというのがあったので、自分が我慢すればいいなと思った時期が7年ぐらいでしたね。ですから籍を抜いたときは、すっごい気が楽で、逆に周りの人に明るくなったねというのは言われました。もう重荷がなくなったというか、吹っ切れた部分だと思います。

■自分のなかで踏ん切りがつくときに「機が熟した」とき

【母子グループ①】

A: やっぱり時期だと思うんです。機が煮詰まらないと行動に出られないっていうのはあると思うんです。私も何十年ってきたけども、本当にしょっちゅう「これでいいのか。出ようか出まいか」っていうのはもう何回も迷いながら。だからもっとそういうのを相談できたり、いろんな話が聞けたり、そういうところがあれば苦しい期間は短くて済むのかなっていう気もするんです。(私の) そういう経験がどこかで誰かに役に立てたらいいなっていうのも持ってはいるんです。だから今回もこんな体験でも人のお役に立つことがあるんだったらと思って参加をしたんですけど。

司会者: ありがとうございます。やっぱりそのときにもうちょっと誰かと話せていたら、苦しい時期が少し短くなったんじゃないかっていう思いも持っていたらいいですか。

Aさん: でも「自分で頑張ろう」と思っている間はダメなんですよ、だれの話聞いても。

Bさん: 自分が納得できないとね。

Aさん: そうなんです。だから自分の中でパッと踏ん切りがつくときっていうのが、やっぱりその機が熟したときであって、だからそれが早く来た人は幸せですよ、その分がね。

2. 経済問題

「離婚」ケースでは、夫の失業、妻の借金、事業倒産、負債を抱えての失踪など、婚姻生活を継続できないほどの経済問題が夫婦間で生じたことが離別の原因のひとつである例がみられた。1990年代の離婚の増加は、1990年代の長期不況といった経済構造と密接に関係しており、失業率の増加、非正規雇用の拡大などの雇用情勢の変化は、ひとり親家族の暮らしに直接的に影響していることが確認された。

■夫が働かない

【母子グループ②】

F: 子どもが生まれて、ダンナの実家に入ったんです。でもうまくいかないというか、働かなくなってしまったので、お金が入れないんです。ミルクもおむつも買えなくて、仕方なしに私だけ実家に戻ったんです。「その間に仕事をしてね」と言ったんですけど、1年間、結局、動かずだったので、離婚しました。

■夫の事業の倒産・借金

【母子グループ⑤】

司会者: そうすると別れるに当たっての決定的な要因とか。

Nさん: 要因ですか。会社を向こうが経営してしまっていて、それに失敗しまして、多額の借金と、そこに雇っていた女性との問題です。

■自分(妻)が夫を養っていた

【母子グループ③】

司会者: じゃあ、離婚する前からもうお仕事を、どうにか自活しようということで準備をなされていたということですか。

G: というのではなくて、うちはもう私が働かないとすごく家計が大変だったので、普通の主婦

だったのは、ほんの結婚して1、2年ぐらいです。ですから、その後はいろんなパートをやったりとか、離婚する前3年間はやはり保険の仕事で。

司会者： もう家計を支えていたっていいことですよ。

G： ですから、ほとんど私の職で得た収入だけで生活していたようなもんなんで。変な言い方ですけども、ほとんど私の収入のほうが大半を占めていたんです。でもそれだけじゃ生活していけないというのが大きかったんです。今度ひとりになっちゃうと。

司会者： 家賃とかですよ。

G： ええ。もう全部ですから。

■夫の事業にお金を貸していた

【母子グループ①】

司会者： Bさんも、もうそのときはもめたくない、時間をかけたくないというので、子どもを親権と引きかえにというか、養育費も財産分与もいらないということにしていたわけですよ。

B： ええ。それと逆にお金を貸していた部分があるんです。それももういないからといって。

司会者： そうでしたか。じゃあご夫婦の間で、むしろお父さんのほうには経済的な余力もなく、むしろお金を貸していたってことになるわけですね。それでそれも返してもらわなくてもいいからという形で。

B： そうです。やっぱり自分で何か仕事をしてても、やっぱり運転資金という感じですよ。

司会者： 事業をされていたわけですね、お父さんのほうは。

B： ええ。それがまだ軌道に乗っていないというか、「ないものはない」という人から、養育費などいっても無駄だと思ったので。

■倒産した会社の負債を管理職だった夫が負い、行方不明

【母子グループ④】

司会者： 会社の事業がちょっと大変だったんですか。

J： 事業のあれで離婚という、嫌いでいがみ合って別れたわけじゃないから。ただ、どうしようもなく。全然連絡もとれなくて、携帯もつながらない、会社もわからない。住所もいまだに知らないくらい。

司会者： じゃあ借金、負債を抱えてしまって、どこかに行かれてしまったっていいことですか。

J： 自分の負債のために、やくざも結構大挙して来るから、私たちに迷惑かけちゃいけないってことで、自分1人で出ていったんです。

司会者： それって突然でしたか、その出ていかれたときは。

J： それはもう前もってあったんですけど、とうとうこういうことになってしまって、書類を見せられて。「だから離婚してもらいたい」っていうから、「ええっ、何で」って。びっくりして、「私、苦労は一緒にするよ」って言ったんだけど、「いや、そこまでしてもらっても。ちょっといろいろあるから」って言って。でも、私それで1年粘ったんですよ。絶対離婚だけはしたくないと思って。1年粘ったけどどうしようもなくなって。

(中略)

J： 茫然とする暇なくて、1年間とにかく別れたくなくて、携帯持ってるからメールで「今日は何しました」ってずっと送っていたんですよ。

司会者： 1年間……。

J： ええ、1年間。今日はこういうことあったのよって。子どもたちはこうこうこうでって、それを毎日送りました。

司会者： 恋人同士のように。

J： でも全然返ってこなくて、返ってくるのは「もう本当に別れたほうがいい」っていうのがずっと来てたんですよ。変なのろけじゃないんですけど、今はこういう状況にあっても乗り越えて一緒に老

後は過ごしたいっていうのが私の希望だったから、それをずっと希望出してたんですけど、1年間全部返ってくるのがそれだったから。もう最後にはほんとに、「ハンコ押してくれ」ってなって。離婚届も家にずっとあったから。だからもう、精神的に結構、頑張ればっていうのがあったから、しつこい女みたいな感じなんだけど、子どももやっぱり4人でいたときっていうのが一番幸せだったし、もっとこれから4人でいたいし、子どもが結婚しても2人でいたいっていうのがあったから。それに向こうもそう思ってくれてたから。ただ、会社がこうならなければこういうことにならないっていう状況があったから。

司会者： ご自分で事業をやっていたわけですか。

J： いや、管理職。社長が負債を出して、結局は夜逃げ状態になっちゃったんですね。で、負債額をみんなに分担しちゃったんですよ。

■バブル最盛期に結婚、しかし「金の切れ目は縁の切れ目」

【父子グループ②】

V： 僕は2年前までは、地元の人と結婚してまして。僕は40代で結婚したんですよ、初婚ですけど。で、嫁さんが当時20代。やっぱり年も違うし、ちょうど不動産会社に勤めてまして、バブルの最盛期でした。そのころ結構年収がよかったもんですから、結婚してまして。やっぱり金の切れ目は縁の切れ目なんですかね。2年前に別れました。

■妻が生命保険の外交員として借金

【父子グループ②】

T： もともと私、水商売の人と結婚したんですよ。子どもが生まれて、で、やめて、ずっと家庭に入ってたんですね。何年ぐらいだったか、3年か4年ぐらいじゃないですかね。つまなくなっただけでしょうね、うちにいるのが。最初は生命保険の外交員です。いつものお決まりのパターンですよ。それで何かあれじゃないですか、結構あれ、外交員というのは自分で金出して契約とるみたいなことが結構横行してましたから、そういうのでいるんるところから金を借りてみたいで。実印なんか全部持ち出されて。で、私の名義の借金がいっぱいあったんですよ、最終的には。それは別れるときにわかったんですけどね。それも裁判所から通知が来ちゃいまして。返さないもんだから。

U： 知らないもんは返せないよね。かといってみんな持って歩かないですもんね、実印から何からね。うち置いておきますもんね。

T： だから今はもう実印を持って歩いてます、私。いや、会社の関係もあるから、実印は持って。

司会者： じゃ別れる理由というのは、そういうことですね。

T： だから、子どもは私じゃなくて向こうが引き取るという話だったんですけども、そういうお金の話が出てきちゃったもんだから、家裁になって。家裁の人のいわく、「どっちに引き取られたほうが幸せかはあなたたちが判断するんじゃないんだから」と言って、私が押しつけられたような感じになってましたね、最終的には。向こうは借財がいっぱいあるじゃないですか。まあ私もありますけども、その当時は勝手に名義を使われてましたからね。

■妻の親が病気、妻が「水商売」で働く

【父子グループ②】

S： ただ、その前、1年間ぐらい別居してるんで。

司会者： じゃあお子さんは1歳ぐらいのときですね。

S： 別居する前に向こうの親が病気になっちゃって。で、自分で治療費とかをちょっと稼ぎたいみたいなことで。貯金崩してもいいし、全然余裕があるから別に好きなだけ回していいぞという話はしてたんですけど。別に借金もそんなに大してなかったし。「いや、でも自分で稼ぎたい」と言って。何かヤクルトとか何かそんなのやるのかなと思ってたんですけど、そしたらもういきなり水商

売をやっちゃったんですよ。そこからですね、ちょっとおかしくなったのは。

T: 同じだ、同じ。

司会者: ああそうですか。

S: だから結局もう、すぐですよ、水商売初めて1カ月、2カ月ぐらいですかね、離婚を前提に別居したいと言われて。

U: 女性を前にして申しわけないんですけど、結婚して一遍仕事の上でリタイアした後にもう一遍カムバックの道がないんですよ。だから先ほどの話じゃないけど、じゃ収入を得るためにどうするんだとなったら、子ども抱えてとなるとやっぱり水商売かそういった仕事になっちゃうと思うんですよ。そうすると、やっぱりそれなりの魅力もあるでしょうし、いろんな機会もあるでしょうし、時間のずれもあるし。男心としては多少なりとも、疑いじゃないけどやっぱり思うでしょうし、時間のずれがやっぱり大きいでしょうね。「やっぱり仕事を持ってるって疲れるのよ。あなただけ働いてんじゃないわよ」みたいなことになるでしょうから。だからその点は、わかっていながら何となくわかんなくなるのかなという気がしますがね。

Uさんの発言にあるように、外で仕事をしていなかった女性が一定の収入を得るためには、いわゆる「水商売」と呼ばれる職業を選択せざるを得ないことがあります。母子グループでも、1つの仕事では必要な収入を得ることができず、かけもちで「水商売」をしていたケースがあったが、その職業体験は次のように語られている。

■パートをかけもちしながら、夜中の2時、3時まで。

【母子グループ④】

J: 3つのパートをやっていた頃があったんです。朝はラーメン屋、昼はコーヒーショップ、夜は宝石店。それから、宝石店の内職を持ち帰って夜2時までやっていました。そのあと、スナック勤めをすすめられ、夜はそれに変わったんですが、週3日間、夜9時から夜中の2時、3時まで働いて、時給1500円。でも、お酒を飲んだりするのが辛くてやめたんです。死ぬかと思うほどたいへんでした。そのあと、ある会社に勤めたんですが、賃金は低いですし、パートはすぐにきられていくんで。

■子どもを寝かしつけて夜中の1時まで、朝5時から子どものお弁当づくり

【母子グループ⑥】

P: 会社から帰ってきてから食事の支度をして、それから出かけるわけですよ。だから7時ぐらい。近いから歩いて行きますのでね。会社が3時に終わって、4時ぐらいには保育園に迎えに行って、買い物をして帰ってきて。

司会者: ご飯をつくって。

P: 食事の支度をして、それでスナックに行くわけですよ。

司会者: 7時ぐらいから。

P: そう、そう。そうすると、その間は小学校とか中学校の姉、女の子が2人いますからね、一番下をお風呂に入れて。寝かせて、お姉ちゃんが一緒に寝てくれるわけですよ。私が帰ると、自分の布団に行って寝るんですけどね。そういう生活が、だから1年ちょっとぐらい続きましたかしらね。でもこのまんまじゃ、ちょっともうということ。とにかくちゃんとした時間帯の仕事を探そうと思ってたんですね。別に、昼・夜が苦しいというわけじゃないんですけども、とにかく子どもにも大変です。ですから、帰ってそれこそ寝るのが4時間とか。一応12時までだったんですけど、知らないところだったら12時で「はい、さよなら」で帰れますでしょう。でも、知っているところだからこそ、お客様が混んでいると「さよなら」というわけにはいかないんですよ。

司会者： 言えない。

P： やっぱり1時ぐらいまでいて。でも、ママやマスターが「いいよ、いいよ」と言ってくれて、それで帰るんですけども。ただ、お弁当とか何かがありますでしょう。そういうときには5時起きですから。やっぱりお弁当も手をかけてあげるといのが、私、自分自身の思いだったんですよ。

II 生活基盤の変遷

1. 住宅

(1) 住宅の確保

母子世帯の場合、離別に伴い住居を移転しなければならない場合が多く、生活基盤としての住宅確保は重要な課題である。しかしながら、住宅を確保しようとする際、直面する問題がある。ひとつは、公営住宅になかなか当選しないこと、もうひとつは民間賃貸住宅を借りる場合に不動産業者に「貸し渋り」をされる、ということである。

①公営住宅の当選の難しさ

公営住宅については、「何年も申し込んだが当たらない」「ポイント方式でもだめだった」という声が、インタビューに参加した母子世帯の大半から聞かれた。公営住宅には母子世帯優先枠や、住居の困窮度を配慮するポイント方式などがあるが、いずれを活用しても当選しにくい現状であることが把握された。また、当選した人の場合にも、「離婚してから2年かかった」「3年かかった」というケースがあり、一定の歳月を要している。離別直後の時期に住宅が安定しないことは、仕事をしながら住宅探しをしなければならない状況や、貯金の取り崩しをしなければならない状況を生み出し、生活の激変期を一層困難なものにしている。

また、役所の住宅所管課の職員が、丁寧に情報提供をしてくれなかった経験をもつ出席者もあり、公募されている公営住宅の詳細が把握できていない現状もみられた。

■ポイント方式でも当たらない

【母子グループ③】

司会者： 申し込んでから、何年で都営住宅が当たったんですか。

I： たしか、家を出てすぐ申し込んだんで・・・本当に全部やりました。

司会者： 8年ぐらいかかっていますか？

I： かかりました。ポイント方式でも外れました。

司会者： ポイント方式でも当たらないんですね。

G： 抽選もポイントもやってますけど、だめですね。まだ3年ですけど。

■「困っているのはあなた一人ではない」と役所で対応された経験

【母子グループ④】

J： 私も一番最初にその住宅のことで相談しに行ったんですよ。書類を書きなさいいけないから。それで、私も結構家賃が高かったものですから、「これを払っているんですか」ってむこうもびっくりしてたんですよ。だから、「どうやって払ってますか」「貯金をこう出しています」って言ったんです。

司会者： 貯金を取り崩していたんですね。その頃。

J： 貯金で。夫が払ってくれないから出しています。「だから何とかしてもらいたいんですよ」って言って相談したら、「そうですね、ないですね」って、それで終わったんですよ。「でも、何度か区

で斡旋するのを聞いたことがあるんですけど」って言っても、でも出してくれないんですよ。それをもう一押ししたんです、私。「でも、この状況で生活できなければ、今は蓄えがあるかもしれないけど、なくなったときってどうすればいいですかね」って言ったら、「でもあなたね、おたく1人じゃないんですよ」って逆に言われたんですよ。「1人じゃないんですから、みんなそういう人がいっぱいいるんですよ。おたく1人がやってしまうと、みんなやらなきゃいけないんでしょう」って、そこまで言われたんですよ、私。

司会者： それでどうなりましたか？

J： 全然言われなかったですよ。で、ずうっと言われたんですよ。「おたく1人で・・すぐできませんよ」って。そこまで言われて、それで頭にきて。「ああ、そうですか。わかりました」でもう終わったんですけど、食いついても、そうやって帰ってきたんです。

②民間賃貸住宅の確保をめぐる困難

公営住宅がすぐに確保できない現状から、民間賃貸住宅の確保が必要となる。しかしながら、不動産業者の母子世帯への対応には、「紹介すらしない＝物件を出さない」というものや、「安い物件を紹介しない」などといったものがあることが把握された。その結果、「想定したよりも高い物件に住まざるを得ない→家計の圧迫→就労の強化→子どもへのしわ寄せ」という悪循環が生み出されている。

また、住宅確保ができないために祖父母と同居せざるをえなかったというケースもある。しかしながら、必ずしも祖父母との同居が心地よいものではなく、別居を望んでいる場合もみられた。

■「安い住宅は学生用」として貸してくれない

【母子グループ②】

F：（民間賃貸住宅を）探したときに、母子家庭で、まして子どもがいると、ワンルームとか1Kというのは無理なんです。貸してくれないんですよ。

司会者： 民間で探すとそうなるのですか。

F： 「安いのがいい」「6万円台で」と言うと、「学生さん用です」とかね。

■「おたくひとりですよ」と、物件を出してくれない

【母子グループ④】

J： 住むところどうしましょうということになって、いろいろ物件を回ったんですよ。母子家庭になって、あまりそんなつらいっていうのははじめ実感しなかったんですけど、住むところを探しに回ったときには、すごい思いました。物件を出してくれないんですよね。

司会者： 紹介もしてくれないのですか？

J： 不動産屋さんが紹介もしてくれないんです。友だちも、「じゃあ一緒になって探してあげる」ということで、探してくれたんですよ。まずそこで、私は仕事があったから動けなかったんで、友だちが言ってくれて、「母子家庭なんだ」って、その不動産に言ったみたいなんです。「そこに物件があるから行って見て」って（言われて）行ったら、その物件がないんですよ。おかしいなと思って、「おもてにある10万円のはどうしたんですか」って例えば言いますよね。「ああ、あれ決まりました」って言うんです。「どうしてこんなに物件がないんですか」って言ったら、「おたく、言いにくいんですけど1人ですよ」とって言うから、私はものすごく悔しくて。「主人は単身赴任でいます」とって言って、ちょっと嘘をついたんですよ。そうした途端に物件がぱっと出たんです。

司会者： 同じ不動産屋さんでそうだったのですか？

J： 同じその場で。その場でそういうふうになったので私、キレちゃって。あまりの対応の悪さに。

■居場所のなさを感じさせる祖父母との同居

【母子グループ④】

L: 別居したいですね。自分の場所がないんですよ。ずっと借りてる感じなので。食事つくるんでも、ずっと借りてるって感じですね。

(2) 住宅費用

公営住宅に何度も申し込んだが当たらないという経験のなかで、民間賃貸住宅に居住している人が多くみられたが、民間賃貸住宅の家賃負担は大きく、家計に占める比重も高い。通常の日々の支払いに加え、更新料という大口の出費が定期的にあるため、家計のやりくりを困難にする原因のひとつになっている。なかには、「家賃の負担が、生きるか死ぬかぐらいになるんです」という切実な声が聞かれた。そのため、出席者からは、民間家賃補助への要望が出された。

なお、居室が一部屋しかないために中学生の男児と一緒に布団で寝ているという出席者もあった。思春期の子どもにとっての居住スペースという点では一考を要するものであり、「やっぱり2部屋のところに越したいですけど」という声が聞かれた。居住環境という点からも、考慮が必要である。

■高額な家賃のために食費を削る

【母子グループ②】

F: 2歳くらいのときに2人で住んでいたことがあって。そこもやっぱり8万ぐらいしますから、嫌でも光熱費と家賃で10万円は飛んでいくんです。10万円というのは、普通のパートの金額なので。変な話、20万円あってもお釣りがこない。(親が)1人なので、学資保険や生命保険とか、何かあったらというので入っているの、それを入れたらほんとに……。みんなに「20万円も何に使うの」と言われるけど、やっていけないですよ。

D: 食費が残らないですよ。

F: うん。

司会者: そういうとき、一番削るのはどこですか。

F: 食費です。

2. 経済基盤—就労

(1) 離別前後期の求職活動

離別直後の就労状況には、離別がどのような態様であったのか、とりわけ離別後の生活準備ができる状況にあったかどうかという点が影響している。また、離別前から継続している仕事がない場合には、求職活動を遂行するための経済的基盤が必要である。インタビュー出席者のなかには、パート職では収入が十分でないために転職を必要としながらも、求職活動のためにパートの仕事を休むと家計を維持できなくなるため、仕事を続けながら休み時間などにハローワークにかけつけたり、面接に行ったりしなければならなかった経験をもつ人もいた。パートの仕事であっても短時間パートばかりではないため、昼の休憩時間に、昼食をとらずに職探しをするという方策がとられていた。このように、ひとり親世帯になった直後の心理的にも疲労が蓄積されているであろう時期に、心理面での整理などは後回しにせざるをえない状況がみられた。求職活動の支援では、「職を確保する」ということに加え、求職活動中の「経済基盤を保障する」ということが重要であるといえよう。

また、母子世帯の求職活動の困難として、「年齢」「子どもがいること」などが制約条件となっていることが把握された。「その当時、もう40歳を過ぎていましたから、40代の女性が本当に母子家庭になって働ける職場っていうのがすごく少ないのは事実ですよ

ね。」「子どもがちっちゃいから雇ってもらえなくて」といった声からは、当事者の努力だけでは解決できない企業社会の現状があることがわかる。さらに、乳幼児など低年齢の子どもをもつ場合には求職活動中の保育が必要となることから、求職時から保育所に入所できる体制を促進することが望まれている。

■離婚前にパソコンの学校に通学

【母子グループ②】

司会者： 離婚するまえに、事前に準備されることができたのですね？

D： まず、パソコンの学校に行ったんです。心で離婚を決めてから。別れる前にですよ。パソコンは全然やったことがなかったの。35くらいでした。

司会者： どのくらい通われたのですか。

D： 1年くらい。

司会者： 結婚されてからは、専業主婦ですか。

D： パートでは働いていたんですけど。ヤクルトさんとか。

司会者： 1年通われて、自信がつかいましたか？

D： そうでもないです。はじめは、資格を持っていればどこでも働けると思ったのですが、実務経験がないので。

司会者： 1年、パソコンの学校に通われてから離婚されたんですか。

D： そうですね。そこで、はじめの会社に正社員で採ってもらって、2カ月ぐらいして別れたんです。マンション借りるのに、やっぱり仕事をしてないといけないと。

司会者： そういう準備をしつつ、足固めをなさって、できるということですね。

■求職活動の苦労は「時間の確保」「経済基盤の維持」

【母子グループ④】

J： あと仕事ですね。今までパートで働いていて、いざ、もうパートの3~4万では生活していけないってことで、正社員のところを探そうってことになったんですよ。でも年齢が年齢で、もうないんです。35歳まではあるんですよ。パートだとあるんですけど、正社員は雇ってくれないということで、職安にもう1日3回行って。とにかく働くのをとめたら収入がなくなってしまうので。

司会者： パートしながら仕事を探したわけですね。

J： 仕事しながら抜けて、昼休み1時間あるから、その1時間を利用してご飯食べないで職安に行って。それでそこで1時間見て、終わってまた休憩時間にちょっと30分、ぱーっと自転車をこいで見に行くんです。それでめぼしいのをぱーっとコピーして帰って、次の日また1時間で行く。とにかく仕事をしなきゃいけないので、面接もその1時間で行くんですよ。1時間で行って、受かれば1個キープしておいて、また働きながら……こっちをやめるって言ってしまって、このキープしたのがだめだったらだめですよ。だから、キープしながら次をこうやって見つけていきました。

司会者： それは、どのぐらいの期間そういうふうになさいましたか。

J： 2週間。もうずうっと毎日そういう生活で。だからお昼はほとんど食べないでやりましたね。

■幼児をもつ場合の求職活動の困難

【母子グループ③】

H： そうですね。やはり子どもが小さいときに仕事を探すっていうのが大変で、どこでも採用されなくて。結婚前はやはり事務の仕事をしていたので、やはり事務系につきたいなと思っていたんですけども、何回か面接に行きましたけれど、やはりだめで。

司会者： お子さんがいるというのが多いですか、要素としては。

H： ちっちゃいから。まだ子どもがちっちゃいからというので雇ってもらえなくて。本当は保険の仕事って絶対やりたくなかったんですよ。営業自体が嫌で、保険は絶対、死んでもやりたくないと思

ったんですけど、子どもがちっちゃいときはそういう仕事しかなくて、やっぱり知り合いから話があって「やってみない」と。営業所が家の近所だったんですね。なので、とりあえず保育園に入れるためもあるし、その保険の仕事を始めて。

司会者： そうなんですよ。保育園に入りやすくするためにもというのがあるんですよ。職探しをしているときに保育園に入れてほしいということがありますよね。

H： そうなんですよ。なので、とりあえず保険の仕事を始めて。

司会者： そのために保険の仕事を始めたら保育園にも入れましたか。

H： とりあえず最初の子は内職を、家でワープロの仕事を始めて、上の子だけ最初入れて、下の子はまだ3歳にいてなかったんで、私、3歳まで入れたくなかったんですね、保育園のほうに。それで最初、内職を始めたんですけど、そんなに仕事もないし続かないしということで、そろそろ下の子も3歳過ぎたので保育園に入れていいかなと思いついたときに、その保険の話があったので。面接とか行ってもだめだったので、保険の話が知り合いから来て。保険の仕事を始めて、下の子もちゃんと入れてという感じで、2人保育園に預けながら2年半ぐらいですか、それでも続けて。そこまで、やっとどうにか保険も続いて。でも生活するには、やはり次の仕事を見つけてからでないとやめられないんですよ、保険の仕事も。なので、保険の仕事をしながら、時間が自由になるっていういいところもあるので、次の仕事を見つけました。次の仕事が決まってから、今度は保険をやめてっていう感じで。また次がやっぱりなくて、パートでしかなかったんですね、時間的に。近くで、まだ子どももちっちゃいくらいだったので。パートでとりあえず入って、その次を……。できればちゃんとした、フルタイムで保障とかもついている仕事のほうがいいじゃないですか。

司会者： 雇用保険とかですね。

H： そうですね。雇用保険とか健康保険とかがつくところを探したかったので、パートしている間に次を探しながら。で、今のところが決まって、パートのほうをやめて、今のところで、もう5年ぐらいになるんですけど。そんな感じで。

司会者： 今は正規で入られているんですか。

H： 一応、嘱託です。社員とは同じ扱いなんですけど、嘱託ということで、ちょっとお給料的には社員と幾らか違うみたいなんですけど。有給とかも、結構年間でもらえますので、そういう部分では、子どもがもし何かの事故に遭ったりとか、病気になったときには気軽に休みがとれるというところで、保障も全部そろっていますので、とりあえずかえてみた。

(2) 就労の維持・転職

母子世帯の就職の場合、正規就労の場を確保することが困難な状況が把握された。そのため、女性が採用されやすい生命保険関係の仕事について経験をもつ出席者が幾人もいたが、安定職ではないために保険の仕事をしながら次の就職先を探すことが必要とされていた。また、パートなどの不安定雇用では収入が低いため、昼夜を通して二重労働をした経験をもつ出席者も多くみられた。なかにはDさんのように現在も一週間のうち一日も休みがない状態で働いている出席者もみられた。二重労働という働き方は、低収入を補填するために必要とされるという点に加え、単一の不安定就労だけではいつ収入が途絶えるかわからないため「そうせざるをない」という側面がある。「ほんとに死のうかなと思った時期もありましたね。食べていくお金がないというのもありましたので。ただとにかく働かなきゃ、働かなきゃという、生活していかなくちゃいけないんだというのがありましたので。」というIさんの声は、就労の維持と生活費の調達における心理的な負担がいかに大きいかを表しているといえよう。

一方、離婚前に就労していた職場を継続していた出席者もいたが、その場合には住宅の確保がスムーズにできたということが仕事の継続につながっていた。職場の友人が協力的に関わり、住宅を紹介してくれたため、職場の近くに住居設定ができたというケースである。つまり、仕事を継続できるためには、職場の近くに住居設定をして子育てとの両立

を可能にすることが必要であり、仕事の継続と住居確保はセットの課題として考えなければならぬといえよう。

なお、Oさんのように、給食調理員という公務員現業職につけたことで生活の安定を確保できたというケースもあった。Oさんの経歴は、離別当初は子どもが幼児であり生活保護を受給していたが、民生委員から給食調理員の募集の情報を得たことにより、年齢制限ぎりぎりの39歳で公務員に合格したというものである。公務員は子どもの年齢や性別が採用に不利にならないこと、収入が安定していることに加え、社会的認知があることも大きなメリットである。「公務員だから保証人がいなくてもお金を借りられるんですよ」と語るOさんは、現在ではマンションの購入も果たしている。かつては、このような公務員現業職が母子家庭の就職先として開かれていたが、現在はそのような公募は殆どみられない現況である。

また、父子世帯の場合には、離別前からの仕事の継続が可能な場合も多いが、出張や残業といったそれまでの働き方を継続することが困難になったという出席者がみられた。そして、「もともと最初は年収がよかったですよ。でもどんどん、どんどん、下がっていくんで。」というように、収入の低下に直面している現状も把握された。

■常に「ダブル」で仕事をしてきた

【母子グループ③】

I: やっぱり、お昼仕事して、夜またファミレスみたいところで仕事してという感じで、なるべく収入がとれるようにしていました。でも、いろんなところからお声がかかって、こういう仕事があるよということで、病人の介護のほうのお仕事もやりましたし。今のところにおさまったのは、病院のお仕事をしながら今の仕事をやり、常にダブルで仕事をしてきました。

司会者: 一つのお仕事だけの時期はありましたか。

I: ないですね。生命保険をやりながら、夜ファミレスのバイトをしたりとか、介護をやりながら他のお仕事をしたりとか必ずダブルで仕事をしてきました。

司会者: 仕事探しは大変でしたか。いろいろな種類を経験されていますが。

I: そうですね。結構、皆さんからお声がかかってきて、紹介という形で入っていますね。保険のときも紹介でしたし、介護のときも紹介でした。夜のフォルクスだったり、そういうファミレスで働いたときは飛び込んでいって、時間帯がこれぐらいなんですけれどもという感じで、飛び込んで子どもが寝ている時間という感じで。

司会者: お子さんの顔を見てお子さんが寝てからという感じでやってこられましたね。今は、一つのお仕事ですか。

I: そうです。今は人材の仕事だけで。

司会者: やはり不安というのも大きかったですか。自分の経済的な稼ぎでやっていけるかどうかという点では。

I: ほんとに死のうかなと思った時期もありましたね。食べていくお金がないというのもありましたので。多分、どん底に落ちていたときは、相当暗かったんじゃないでしょうかね。要するに、金銭的な心配というのは、顔にも態度にも全部出ますよね。ですから、今思えば相当暗かったんじゃないかなと。ただとにかく働かなきゃ、働かなきゃという。生活していかなきゃいけないんだというのがありましたので。

司会者: 二つのお仕事をこなされながら、どのくらいの時間がたって自分でやっていける、と思われ始めましたか。

I: そうですね。やっぱり一つの仕事になってからですね。今この仕事が、もうすぐ6年に入りますね。

それまでは、この仕事をたまたまスタートした方が独立してやっているという状態だったので、全然先が見えなかったんですね。ですから、収入を絶対くれるという保障がなかったんで、ちょっと私は

不安でした。

司会者： 確かにそこでやっていけるという確証がないので、二つの仕事を続けるということだったわけですね。

I： そうですね。で、病院のほうもやりながら、こっちも土日だけは、じゃあこっちを手伝ってとやっていたんです。

■一週間のうちで休みの日は「ないです」

【母子グループ②】

司会者： 今の仕事は派遣ですか？

D： そうです。去年の12月からなので、何とか生き残ってます。切られている人もいっぱいいるんですけど、どうにか生き延びて、いろいろな仕事をさせていただいています。かけ持ちでコンビニも土日やっています。

司会者： 土日に。今日は？

D： 今日も1時まで。

司会者： 忙しいですね。

D： 6時間やっているの。

司会者： 土曜日もですか。

D： 土日祝日ですね。土曜日は6時から9時くらいまで。

司会者： 日曜日もですか。

D： そうですね。6時から9時もあつたり、6時から4時とか、いろいろと。

司会者： では、1週間のうちでお休みの日はありますか。

D： ないです。

■正規雇用でも不安定な労働条件

【母子グループ②】

司会者： その前は別のお仕事でしたか。

D： 毛皮関係の仕事でした。でも、景気が悪くて不満だったので、やめました。

司会者： それは、会社が将来性がないと思ってやめられたのですか。

D： 入ったときからお給料が分割だったんです。蓄えがないので、10万円、5万円とか。手取りが16万円だったら半分半分だったり。払い日が真ん中にあるので全部お給料を払えないんです。

司会者： その仕事は正社員でしたよね

D： ちょっと不安だったし、手取り17万円くらいだったので。

■公務員という「すごい」地位

【母子グループ⑤】

司会者： やはり公務員のメリットというのは、雇用上の安定ということも大きいでしょうね。

O： というか、やっぱり一番最初にびっくりしたのは、母子家庭というだけでクレジットカードをつくれないうですよね。

司会者： ああ、そうですか。

O： つくろうとしたときに戻って来ちゃったんですよ。そのときに公務員試験を受けて合格したら、結局それが復活するという感じで、「おつくりしましょうか」という形が逆に……お誘いが来るんですよ。

司会者： 公務員になったことがどうしてわかっちゃうのでしょうか。

O： 公務員試験を受けると、いろんなお電話が入ってきます。

M： すごいな。

O： だから母子家庭という、やっぱり白い目、世間に通じない膜があるんだなと思いましたね。学校の